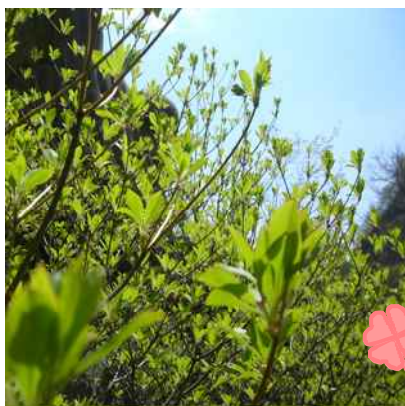


ぐんまの水環境保全に向けて

事業のご案内



財団法人群馬県環境検査事業団

Gunma-ken Environmental Inspection Public Corporation
<http://www2.gol.com/users/g-kankyou/index.html>

事業目的

財団法人群馬県環境検査事業団は、浄化槽法に基づく検査事業及び浄化槽に関する技術指導、調査研究を通じて、環境衛生思想の普及を図るとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的に事業を行っています。

主な業務内容

1. 浄化槽の法定検査

浄化槽管理者(浄化槽の所有者、占有者など)は、浄化槽が正しく施工され、適正に維持管理されていることを確認するため、都道府県知事が指定する検査機関による検査を受けることが浄化槽法で義務付けられています。

当事業団は、群馬県知事の指定を受けて、浄化槽法第7条及び第11条に基づく検査を行っています。

浄化槽法第7条に定める設置後等の水質検査

7条検査は、浄化槽が適正に設計・施工され、所定の機能を発揮していることを確認する検査です。設置に関する問題点を早期に発見し是正することを目的としています。浄化槽の使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に実施することとされています。

浄化槽法第11条に定める定期検査

11条検査は、浄化槽の保守点検・清掃が適正に実施され、浄化槽の機能が正常に維持されていることを確認するための検査です。毎年1回定期的に行うこととされています。



2. 浄化槽に関する調査研究

窒素除去などの高度処理型浄化槽の維持管理における作業性の調査や使用者へのアンケート調査等を独自に行い、浄化槽の普及促進、維持管理技術の向上に役立っています。また、(財)日本環境整備教育センターの委託により、市町村の補助対象となる浄化槽の国庫補助指針との適合状況を調査する業務も行っています。

3. 生活排水処理基本計画策定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、市町村は生活排水処理の長期計画である生活排水処理基本計画を策定することが義務付けられています。

近年、生活排水処理を取り巻く社会的、経済的な要因や生活排水処理に係る法体系が大きく変化しているなかで、地域の実情に応じた計画の見直しが求められています。

当事業団では、浄化槽の専門機関としての知識と経験を生かし、計画策定のためのデータ解析、資料作成などを行います。

4. 浄化槽市町村整備推進事業

浄化槽市町村整備推進事業は、市町村が設置主体となって浄化槽の面的整備を行うものです。従来の個人設置の浄化槽への補助事業と比べて国庫支出金の負担率が高いことから、設置に係る住民負担を軽減することができます。また、市町村負担分についても起債が認められるなど、様々な特徴を有していることから、実施市町村も年々増加しています。

当事業団では、整備事業を推進するため、事前の資料収集や計画の策定を行います。

5. 補助対象浄化槽確認検査

浄化槽は、設置工事が適正に施工されることが大変重要です。

当事業団では、市町村の補助事業で設置される浄化槽について、事前の現地確認、中間検査、完了検査などの業務を市町村から受託し、適正施工の徹底を図ります。

6. 環境計量証明事業

当事業団は浄化槽の法定検査に必要な水質分析を行っています。法定検査以外にも、計量法に基づく「環境計量証明事業所」として排水等の水質分析を行います。



7. その他



環境教育・啓蒙活動の一環として、出前環境講座の開催や環境フェアへの参加などの活動を行っています。

水環境への関心を高めることで、浄化槽や下水道の適切な使用の推進、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換といった効果が期待されます。



